

PTA 会則

2015年5月27日
改訂版

第1章 名 称

- 第1条 本会は泰日協会学校保護者と教師の会（PTA）という。
第2条 本会は事務所を泰日協会学校内におく。

第2章 目 的

- 第3条 本会は保護者と教師が協力して家庭と学校と社会における児童・生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3章 方 針

- 第4条 本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。
- (1) 保護者と教師の一般社会の協力を促進して児童・生徒の心身の健全な発達を図る。
 - (2) 児童・生徒の教育ならびに福祉のために活動する団体および機関と協力する。
 - (3) 学校の教育環境の整備を図る。
 - (4) 国際親善に努める。

第4章 事 業

- 第5条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 学校・家庭・社会の緊密な連携・連絡を図るために必要な事業。
 - (2) 児童・生徒の全生活補導ならびに児童・生徒の文化活動に必要な事業。
 - (3) 学校の教育環境の整備に必要な事業。
 - (4) 学校用品その他の必要な物資の給与斡旋に関する事業。
 - (5) 児童・生徒の保健,その他児童・生徒の福祉一般に関する事業。
 - (6) 教職員の研究・厚生に必要な事業。
 - (7) 会員相互の教育および文化の研究ならびに親睦に必要な事業。
 - (8) 他の各種団体との連携に必要な事業。
 - (9) 国際理解および協力に必要な事業。
 - (10) その他本会の目的達成に必要な事業。

第5章 会 員 お よ び 会 費

- 第6条 この会の会員となることのできる者は次の通りである。
- (1) 泰日協会学校に在籍する児童・生徒の父母またはこれに代わる者。
 - (2) 泰日協会学校の教職にある者。
 - (3) この会の趣旨に賛同する者。ただし、第3項に該当する者の入会は委員会が決定する。
 - (4) 本会の会費は次のとおりとする。
ア.会員及び顧問から毎月定額を徴収する。
イ.会費は総会において決定する。

第6章 役員および部会

- 第7条 本会に次の役員ならびに部をおく。
- (1) 本部役員
 - 会 長 1名
 - 副会長 4名 (内1名を教職にあるものとする)
 - 書 記 5名 (内2名を教職にあるものとする)
 - 会 計 2名
 - 会計監査 1名

- (2) 特別役員 必要に応じて、本会に次の役員をおくことができる。
名誉会長、顧問（校長・事務局長）
- (3) 本部に次の各部をおく
生活部、広報部、文化部、バス部
(各部の構成員には委員を充てる。)

第8条 役員および委員は次の方法によって選出する。

- (1) 各部の構成員たる委員は会員より選出する。その人数は、会長が委員会（月例会）の決議に基づいて定める。ただし、1家庭1委員を原則とする。
- (2) 本部役員及び各部三役は委員を兼任しない。委員が各部三役になる場合、委員は選出結果の次点者が順次繰り上げ選出される。（選出結果は1年間保存のこと）
- (3) 泰日協会学校教職員はすべて委員とする。
- (4) 会長、副会長1名は前任の会長（任期中帰任の場合は会長代行）が推薦し、委員会（月例会、新委員総会）の同意を得る。
- (5) 名誉会長、顧問は委員会の同意を得て会長が推薦し委嘱する。
- (6) 副会長2名、書記3名、会計2名、会計監査1名は委員会(新委員総会)において互選する。

第9条 役員の任期は次の通りとする。

- (1) 名誉会長、顧問を除く他の役員、各部三役、各部委員の任期は、着任の4月1日～3月31日及び、新年度4月1日からPTA総会まで（新年度4月1日からPTA総会には新・旧役員、委員の任期が重複する）とし、再選・留任もできる。
- (2) 補欠によって就任した者の任期は前任者の残任期間とする。
- (3) 委員は任期終了後も後任者が就任するまではその任務を行うものとする。

第10条 役員の任務と権限は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表して会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐して会長の事故のある時はその職務を代行する。
- (3) 顧問は会長の諮問に応じて意見を述べる。
- (4) 役員は本会に関する重要事項を協議し、会則に定める事項を決議し実行する。
役員はPTA総会にて承認された本部活動計画を責任を持って実行し、各部の統括を行う。
- (5) 本部役員書記は総会および委員会の議事に関する重要事項を記録保管する。
- (6) 本部役員会計は総会が決定した予算に基づいての会計事務を処理する。また、定期総会の都度会計監査を経て会計報告をする。

第7章 会 議

第11条 会議を分けて次の2種とする。

- (1) 総会、定期総会、臨時総会
- (2) 委員会

第12条 会議はすべて会長が召集する。

第13条 総 会

- (1) 定期総会は毎年1回開く。
- (2) 会長が必要と認めた時は臨時総会を開くことができる。
- (3) 総会は会員の現在数の3分の1以上出席しなければその議事を開き決議することができない。（ただし、委任状の数を含めることができる。）
- (4) 総会はこの会の最高議決機関であり、総会の議事は出席者の過半数で議決する。

第14条 委員会は随時にこれを開く。

委員会は重要事項を協議し、会則に定める事項を決議し執行する。

第8章 改正

第15条 本会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

1997年5月18日	前改正
2004年5月15日	PTA会則第6章、第7条(1)本部役員 改定
2006年5月27日	PTA会則第5章第6条、第6章第8条、第10条 改定
2011年5月21日	PTA会則第6章第8条(2)、第6章第9条(1)、 第7章第13条(1) 改定
2012年5月30日	<会則補足>1(4) 改定
2014年5月28日	第7条(1)、<会則補足>1(1)月例会 改定
2015年5月27日	第7条(3)、<会則補足>1(1)月例会 改定

<会則補足>

1 PTAの各種委員会及び構成メンバー

- | | |
|------------------|---|
| (1) 月例会 (立案決議機関) | 本部役員 (会長、副会長4名、書記5名
会計2名、会計監査1名)
顧問 (校長、事務局長)
各部部長
毎月1回 |
| (2) 小委員会 (執行部会) | 本部役員 (副会長2名、書記3名
会計2名、会計監査1名)
毎月1回 |
| (3) 中委員会 | 本部役員 (執行部会メンバー)、各部部長
毎月1回 |
| (4) 委員総会 | 全PTA委員
年2回 |
| (5) 各部部会 | 各部委員
年数回 |

2 決議事項の決定過程

- ① 年度当初、本部および各部にて年間活動計画案を作成
- ↓
- ・ PTA総会にて審議、承認
- ↓
- ・ 本部及び各部にて活動開始
- ② 本部及び各部にて提案された事項について
- ↓
- ・ 本部及び各部にて検討
- ↓
- ・ 中委員会にて検討
- ↓
- ・ 月例会にて協議、検討し決定
- ↓
- ・ 各部員及び会員にお知らせ配布

* 提案事項によっては、委員総会、臨時総会にて協議する。